

消防の動き



2012
7
No.495

- ホテル火災を踏まえた今後の対応方針について
- 国民保護に係る国と地方公共団体による共同訓練の実施について
- 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の全国一斉自動放送等試験の実施について
- 危険物の規制に関する政令を一部改正する政令等について



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報 1
特報 2
特報 3
特報 4

ホテル火災を踏まえた今後の対応方針について	5
国民保護に係る国と地方公共団体による共同訓練の実施について	6
全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国一斉自動放送等試験の実施について	7
危険物の規制に関する政令を一部改正する政令等について	8

平成24年7月号 No.495

巻頭言 大震災を乗り越えて（消防庁次長 長谷川 彰一）

Report

平成23年中の危険物に係る事故の概要 12

TOPICS

「消防防災科学技術高度化推進検討会」の発足 14
平成24年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式 15

緊急消防援助隊情報

消防庁ヘリコプター3号機を埼玉県防災航空隊に配備 ～初の高出力機種を導入～ 16

消防通信～北から南から

栃木県 小山市消防本部「水と緑と豊かな大地・開運のまち“おやま”」 18

消防通信～望楼

豊中市消防本部(大阪府)／熊取町消防本部(大阪府)／ 19

雲南消防本部(島根県)／三原市消防本部(広島県)

消防大学校だより

新任消防長・学校長科（第12・13期） 20
緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース（第9回） 21

広報資料（8月分）

9月1日は防災の日 防災訓練に参加しましょう 22
～災害に備え、防災知識の向上をめざす～
外出先での地震への対処 23
危険物施設等における事故防止について 24

INFORMATION

5月の主な通知 25
広報テーマ（7月分・8月分） 25



■ 表紙
消防庁ヘリコプター3号機

大震災を乗り越えて



消防庁次長 長谷川 彰一

平成23年3月12日午後、宮城県庁11階、政府の緊急災害現地対策本部事務室。ふと窓の外に目をやると、寒々とした曇天の下に雪がちらついている。今朝、上空から壊滅的な被災状況を調査したときには、天候も比較的落ち着いていたのに…。この雪の下で、現場の救助活動は困難を極めているのであろう！

翻って、平成23年3月11日14時46分、東京・霞ヶ関の金融庁ビル17階、防災担当副大臣秘書官室のテレビの緊急地震速報が鳴り、すぐに大きな揺れが続く。15時、総理官邸地下、官邸危機管理センターにて政府の緊急参集チーム会合開始。15時14分、政府の緊急災害対策本部が、災害対策基本法制定以来初めて設置。15時37分、同本部第1回会議。16時過ぎ、中央合同庁舎5号館3階、内閣府防災担当にて準備。18時前頃、防衛省A棟19階、政府調査団集合場所。18時42分、防災担当副大臣を長とする政府調査団が防衛省屋上から自衛隊ヘリCH-47にて離陸。

20時18分、宮城県、陸自・霞目駐屯地に着陸。21時05分、宮城県庁2階、宮城県災害対策本部事務局にて宮城県知事から被害状況等聴取。22時、県庁11階、政府調査団会議。22時半、県庁4階、県の第4回災害対策本部会合。23時以降、政府調査団会議や物資調達、現地対策本部の設置準備など

翌朝5時、県の第5回災害対策本部会議。6時、政府の緊急災害現地対策本部設置。7時、防災担当副大臣、知事らとともに陸自・霞目駐屯地から上空調査に離陸。

私は、4月1日付で次長を拝命しました長谷川です。消防庁で勤務させていただくのが、今回で3度目となります。

最初の勤務は、平成6年4月から1年3ヶ月の消防庁総務課です。今から思えば、まだまだ、政府の災害対応が貧弱な時代であったと思います。この間、4月には名古屋における中華航空機墜落炎上事故、6月には松本サリン事件、12月には福島飯坂温泉旅館火災、秋から冬に震度6（当時、震度6に強弱の区別はなかった）の地震が2回あり、年が開けた1月17日には阪神・淡路大震災、3月20日には地下鉄サリン事件、6月21日には函館空港ハイジャック事件が起きるなど、激動の1年3ヶ月であったと思います。いろいろと忸怩たる思いをしながら勤務したことを思い出しますが、私の消防に関わる原点でもあったと思います。

2回目は、平成17年9月から4年弱の消防・救急課及び総務課の勤務です。およそ10年ぶりに戻った消防庁の体制の強化ぶりには驚かされました。消防庁に国民保護・防災部が設置され、危機管理センターも整備されておりました。緊急消防援助隊は法制化され、装備の無償使用制度も創設されていました。2回目の勤務では、私自身は、消防の広域化のための消防組織法の改正、長崎グループホーム火災後の対策検討会委員、自治体消防60周年記念式典の挙行、平成21年4月の500億円に及ぶ補正予算の獲得などに携わるとともに、能登半島地震で官邸への緊急参集、岩手宮城内陸地震などで政府調査団の一員として現地へ飛ぶなどの任務にも当たりました。政府の災害対応が格段の進歩を遂げたことを実感しておりましたが、この間も、宝塚のカラオケボックス火災、渋谷のシエスパ爆発火災、大阪の個室ビデオ火災などの火災が頻発しました。

そして、平成21年7月からの3年弱は、内閣府の防災担当審議官として、政府全体の災害対応の責任の一端を担いました。最初の1年半くらいは、主に集中豪雨災害への対応などが頻発しておりましたが、昨年は、年初の大雪に始まり、新燃岳の噴火、そして東日本大震災、新潟・福島豪雨、台風12号災害など大

きな災害が相次ぎ、それぞれの災害への対応と今後の防災対策の見直しとで、多忙な日々でありました。冒頭の記述は、大震災発災直後の私の行動を追ってみたものです。私が宮城県庁に着いたとき、私がかつて務めた消防庁総務課理事官の十数代後輩（現宮城県石巻市副市長）は、緊急消防援助隊の消防応援活動調整本部の要員として既に県庁入りしており、我々政府調査団の受け入れまでサポートしてくれました。消防庁の鋭敏な活動ぶりに改めて感謝した次第です。

先の大震災では、緊急消防援助隊を始め各機関の活動は、阪神・淡路大震災の教訓も活かしつつ、現状では最大限のものであり、改めて国民の感謝と敬意の念を受けたものと思います。しかしながら、それぞれの機関の懸命な活動にも関わらず、大きな被害を避けられませんでした。

もとより、我が国は自然災害と共生していくしかない地理的な条件下にあります。そして、ひとたび大きな災害が発生すれば、一定の被害を避けることは不可避にも思えます。このたびの防災対策の見直しでも、防災から減災へというのが大きな流れです。

阪神・淡路大震災を消防庁で経験した私が、いつも口にしてることが大きく二つあります。

一つは、災害対応は、待っていてはだめで、迅速な情報収集はもちろんですが、その中でも限られた情報から被災状況を予測して、こちらから動かなければならないということです。消防でいえば、阪神・淡路大震災を踏まえて、平成7年には消防組織法が改正され、要請を待たない消防の広域応援が可能になり、緊急消防援助隊が発足したのです。

もとより、その応援活動が十全の成果を上げるためには、日頃からの体制・装備の充実や、訓練や鍛錬が不可欠であることは論を待ちません。このたびの大震災で、あの福島第一の冷却活動で威力を発揮したいわゆるスーパーポンパー。実は、これは、あの阪神・淡路大震災で、神戸における水利の顕著な不足を踏まえて、海の水を使えるようにできないかという発想の下で、震災後の最初の補正予算で予算化した海水利用型水利システムそのものでありました。幸い、これを実働させる機会はあまりなかったのですが、このたびの大震災で思わぬ形で国民を救う形になったのです。

もう一つは、それでも、消防などによる公助には限界があるため、住民自身による自助や共助は欠かせないということです。私はよく言うのですが、阪神・淡路大震災の発災当時の神戸市は人口約150万の政令市でしたが、神戸市消防局の職員数は、1,300人弱しかありませんでした。そしてまた、その1,300人弱の職員のうちでも、発災時に当務に就いていた職員は3分の1程度だったと思われます。この体制に対して、火災だけを見ても、発災直後に少なくとも50件程度、発災当日だけで100件程度の火災が発生し、結果としておよそ7千件が全焼しているのです。そもそも消防力の整備指針は、発生した市街地火災が大きく延焼して大火になる前に初期に鎮圧するという思想で作られています。従って、日本の消防体制は、通常の火災や災害に対しては一定の体制になっていますが、いわば大災害（同時多発火災）仕様にはなっていないことを表しております。

しかし、全国くまなく20メートル以上の堤防を築くことが非現実的であるように、当時の神戸市消防局に100件の火災を消し止める消防力（加えて、7万件近い全壊に対する救助力）を求めることは、やはり非現実的であったといわざるを得ません。もちろん全国からの応援活動は迅速に行うわけですが、どうしてもタイムラグは避けられません。したがって、住民の日頃からの備え（防災訓練はもとより、建物の耐震化や家具の固定化なども含みます）と、災害時の助け合いは不可避であったわけです。阪神・淡路大震災でも、このたびの大震災でも、消防団をはじめとする地域の方々のご尽力には、深い敬意を表するものであります。

そして、以上申し述べたような二つのことは、このたびの大震災で、ここで申し上げている人命救助について当てはまるのみならず、いわゆる物資・備蓄についても同じであることが、改めて再認識させられたわけであります。

その上で、我々、国民のいのちや財産を守る役割を担っている消防は、常に危険と隣り合わせの現場で、災害に全力で立ち向かわねばなりません。全国の消防人の皆様とともに、日頃からの備えを怠らず、やる気と誇りと使命感をもって職務に精進いたしたいと存じます。なにとぞ、よろしく願い申し上げます。

ホテル火災を踏まえた今後の対応方針について

予防課

1 はじめに

消防庁では、平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、ホテル・旅館等の火災被害拡大対策等について検討を行うため、「ホテル火災対策検討部会」を発足させ、ホテル火災対策について検討を開始いたしました。

2 検討体制等

「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右・東京大学名誉教授）の下に、「ホテル火災対策検討部会」（座長：関澤愛・東京理科大学教授）を開催し、

検討する体制としています。

3 検討課題

以下の表のような課題について、検討することを予定しています。

4 今後の予定

6月18日に第1回検討部会を開催（月1回程度、年4～5回開催予定）し、年内に報告書を取りまとめる予定にしています。

検討事項		対策方針
I 火災被害拡大対策の検討	1 各種規制について	【対応】 現在実施中の火災原因調査の結果等を踏まえ、現行規制（設備規制、防火管理、点検報告制度等）について、必要に応じて検証を行う。
II 火災予防行政の実効性向上に係る検討	2 立入検査体制について	【課題】 今回火災が発生した建物において、平成15年以降9年間立入検査がされていなかった。 【対応】 立入検査が適切に執行されるよう、各消防本部における計画的な立入検査の推進方策について検討を行う。
	3 違反処理体制について	【課題】 今回火災が発生した建物において、立入検査の結果に対するフォローが十分にされていなかった。 【対応】 立入検査結果を踏まえた対応が適切になされるよう、各消防本部における違反処理の推進方策について検討を行う。
	4 火災予防上危険な建物への対応について	【課題】 今回の火災において、建築基準法への不適合、消防法令違反などが被害拡大の一因になった可能性がある。 【対応】 そのような建物における火災予防上の危険を市民に周知するために効果的な対策のあり方などについての検討を行う。

国民保護に係る国と地方公共団体による共同訓練の実施について

国民保護運用室

毎年、国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練（以下「国民保護共同訓練」といいます。）を実施しているところですが、平成24年度の実施予定について、内閣官房の報道発表に合わせて平成24年5月14日に消防庁からも報道発表しました。

今年度は、11県で実施します。

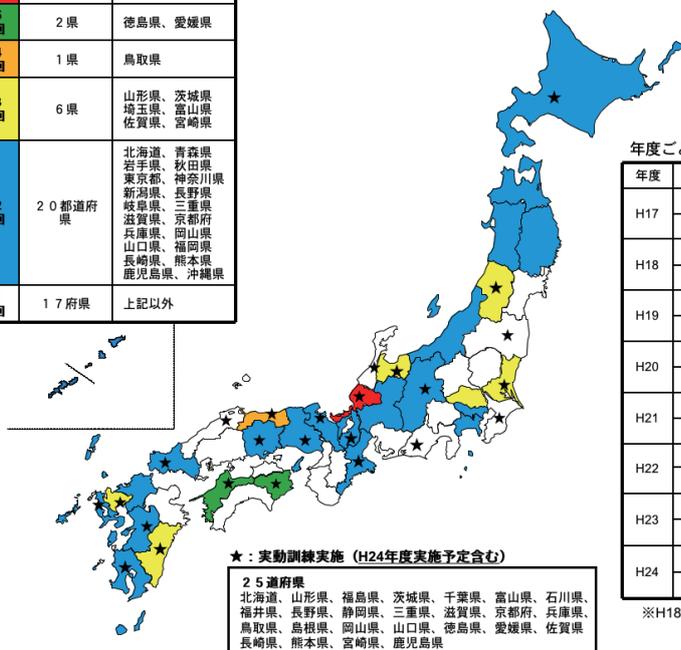
訓練の実施時期及び詳細については検討中ですが、滋賀県においては、鉄道爆破テロを想定し、実車両を用いた実動訓練を、愛媛県においては、連続爆破テロを想定し、国との連絡調整等を主眼とした図上訓練を実施します。

国民保護共同訓練の実施状況

平成24年5月14日現在

訓練実施回数（H24年度実施予定含む）

回数	団体数	都道府県
7回	1県	福井県
5回	2県	徳島県、愛媛県
4回	1県	鳥取県
3回	6県	山形県、茨城県、埼玉県、富山県、佐賀県、宮崎県
2回	20都道府県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
1回	17府県	上記以外



年度ごとの訓練実施状況

年度	区分	都道府県	計
H17	実動	1県	5県
	図上	4県	
H18	実動	3道県	※10都道府県
	図上	8都府県	
H19	実動	5県	15府県
	図上	10府県	
H20	実動	4県	18県
	図上	14県	
H21	実動	4県	14都県
	図上	10都県	
H22	実動	3府県	10府県
	図上	7県	
H23	実動	3道県	12道県
	図上	9県	
H24	実動	6県	11県
	図上	5県	

※H18年度は鳥取県が実動と図上を実施。

平成24年度実施予定の国民保護共同訓練とその特徴

【実施予定件数】

種別	実施都道府県	都道府県数 (訓練件数)	計
実動	山形県、富山県、三重県、滋賀県、宮崎県、鹿児島県	6県 (6訓練)	11県 (11訓練)
図上	福井県、岡山県、徳島県、愛媛県、沖縄県	5県 (5訓練)	

【特徴】

- 滋賀県において、鉄道テロを想定し、初の実車両を用いた共同実動訓練を実施する。
- 愛媛県において、連続爆破テロを想定し、国との連絡調整等を主眼とした図上訓練を実施する。

※ 訓練の実施時期及び詳細については検討中。

個々の訓練の実施日等については、今後、内閣官房及び訓練実施県から逐次発表されます（内閣官房の国民保護ポータルサイト“<http://www.kokuminhogo.go.jp/>”などでご確認ください。）。

なお、訓練の性質上、内容の詳細などについては非公開とされる場合があります。

国民保護共同訓練は、平成17年度から実施されており、平成21年度末には全都道府県において1回以上実施済みとなっていますが、そのうち実動訓練が実施済みなのは24年度実施予定の県を含めて25道府県となっています。

24年度の実動訓練6県というのは、実動訓練の件数としてはこれまでで最も多い件数となっています。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の 全国一斉自動放送等試験の実施について

国民保護室・国民保護運用室

1 はじめに

全国瞬時警報システム（以下、「J-ALERT」という。）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて瞬時に国から地方公共団体に伝達するシステムです。

これまで、消防庁では、J-ALERT受信機を運用する全ての地方公共団体を対象とした毎月の受信機までの導通試験や任意の団体が参加する年2回のJ-ALERTを用いた緊急地震速報訓練を実施してきました。しかしながら、消防の動き（平成24年6月号特報5「J-ALERTの整備状況と最近の放送試験の結果等について」）で報告したとおり、平成24年4月5日と10日に、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する準備として、沖縄県内の同報系防災行政無線自動起動実施団体を対象とした放送試験を実施（同時に、全国のJ-ALERT受信機運用団体を対象とした導通試験も実施）したところ、受信機の障害、設定誤り、スピーカーの受信不良及び電源切断等で放送が行われなかった事例がありました。

この結果を踏まえ、消防庁では、万が一の緊急時に迅速・確実に住民へ情報を伝達するために、今年度から新たにJ-ALERTに関する全国一斉自動放送等試験を実施することとしましたので報告いたします。

2 全国一斉自動放送等試験の内容

(1) 日時

平成24年9月12日（水）

午前10時00分 試験①（事前音声書換方式）

午前10時30分 試験②（即時音声合成方式）

防災行政無線等からの放送内容は、各試験ともに次のとおり。

「これは試験放送です。」×3 + コールサイン + 下りチャイム

(2) 実施団体

原則として、J-ALERT受信機を運用する全ての地方公共団体

(3) 実施内容

内閣官房から事前音声書換方式及び即時音声合成方式により試験放送の情報を配信します。

【導通試験】

J-ALERT受信機を運用する全ての地方公共団体において配信された情報が受信機まで到達したか、

受信画面で確認を行います。

【各団体のJ-ALERT運用状況に応じて実施する試験】

導通試験に加え、各団体がJ-ALERTで受信した情報を住民へ伝達するために整備している情報伝達手段を用いて、実際に情報が適切に伝達できるかを次の表のとおり試験します。このため、各団体のJ-ALERT運用状況に応じて試験の実施内容が異なることに注意が必要です。

原則として、自動で伝達できる手段（J-ALERTにより情報が受信機まで到達したのち、各団体又は放送局等の職員が一切の操作をすることなく、当該情報伝達手段が起動し、住民まで情報が伝達できる手段）については自動放送等の自動起動による試験を実施します。手動でしか伝達できない手段（情報伝達手段としては整備しているが、J-ALERTの受信機または自動起動機とは接続しておらず、受信画面で情報を確認したのち、何らかの操作を行わなければ情報を伝達することができない手段）については、手動での試験の実施又は手順の確認を実施します。

各団体のJ-ALERT運用状況に応じて、試験の実施又は手順の確認を実施

整備している情報伝達手段の種類		同報系防災行政無線	【同報系防災行政無線の補完・代替的手段】 MCA無線等・有線（屋外スピーカー）、コミュニティFM、CATV放送、音声告知、端末及び広報車等
団体の種別	同報系防災行政無線運用団体	自動放送による試験の実施	○自動で伝達できるもの（※）は自動起動による試験の実施 ○自動で伝達できないものは手動による試験の実施又は手順の確認 （※）「自動で伝達できるもの」とは、J-ALERTにより情報が受信機まで到達したのち、各団体又は放送局等の職員が一切の操作をすることなく、当該情報伝達手段が起動し、住民まで情報が伝達されるもの。
	同報系防災行政無線整備団体	自動起動機未運用団体	
防災行政無線未整備団体			

「同報系防災行政無線整備団体」のうち、「自動起動機未運用団体」においては、手動による防災行政無線の放送を実施することに留意。

3 おわりに

近年、緊急時の住民への情報伝達について関心が高まっています。

迅速・確実に情報を伝達するためには、J-ALERTの情報を自動で伝達することができる自動起動機や防災行政無線等の多様な情報伝達手段の整備を進めるとともに、情報伝達体制について不断の点検・改善を図ることが重要です。

情報伝達体制について万全を期すため、ご協力をお願いいたします。

危険物の規制に関する政令を一部改正する政令等について

危険物保安室

1 はじめに

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第146号）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第49号）が平成24年5月23日に公布されました。

今回の改正は、①危険物を用いた蓄電池設備を設置する一般取扱所に係る技術上の基準の整備、②顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）に圧縮水素充てん設備等を設置するための技術上の基準の整備及び③予防規程に定める事項に津波対策に関する事項を追加することを主な内容とするものです。

以下、この3点を中心に、今回の改正の概要をご紹介します。

なお、本文中での法令名は以下のとおり略称を用いています。

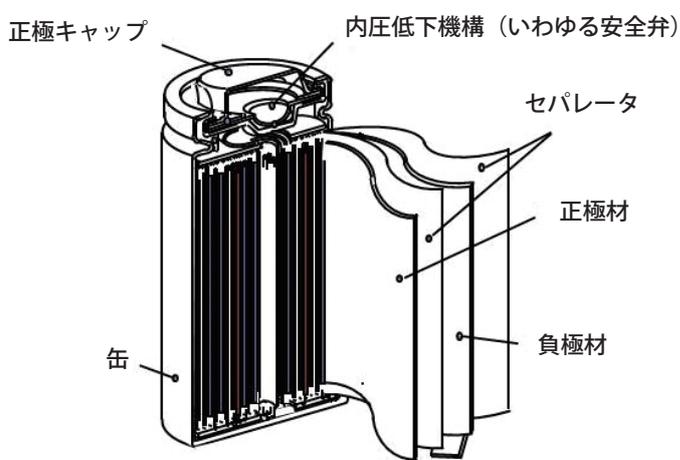
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）…政令
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）…規則

2 危険物を用いた蓄電池設備を設置する一般取扱所に係る技術上の基準について

(1) 改正の背景

現在、市場で流通しているリチウムイオン蓄電池には、電解液に消防法上の第4類の危険物が用いられて

図1 円筒型リチウムイオン蓄電池の構造例



単3電池の大きさのリチウムイオン蓄電池に、約2ミリリットルの電解液が収納されています。

います。リチウムイオン蓄電池設備を用いて充放電を行う際、リチウムイオン蓄電池の電解液に電気を流すため、当該蓄電池設備では危険物（電解液）を「取扱う」ことになります。よって、蓄電池設備における電解液の量が指定数量（リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液の場合は1,000リットル）以上となる場合、当該蓄電池設備は一般取扱所に設置しなければなりません。

過去に、リチウムイオン蓄電池を大量に取り扱っている施設において大規模な火災が発生しましたが、近年の電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の改正等によりリチウムイオン蓄電池に係る安全性が向上したとの指摘や、「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月閣議決定）において「安全性の確保を大原

則としつつ、(リチウムイオン蓄電池の) 封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う」こととされたこと等を踏まえ、消防庁において「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」(座長：小林恭一 東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授) を開催し、リチウムイオン蓄電池の火災危険性について実証実験を行うとともに、その結果を踏まえた危険物施設等の安全対策のあり方について検討を行いました。

当該検討会で得られた結論を踏まえ、火災危険性を考慮した一定の安全対策を講じる場合には、危険物(第4類に限る。)を用いた蓄電池設備を設置する一般取扱所を建築物の地階等に設置することを可能とするため、当該一般取扱所に係る技術上の基準を整備しました。

(2) 改正の概要

ア 建築物の一区画(屋上以外の部分)及び地階に設置する場合の特例基準

蓄電池設備に用いる危険物(第4類に限る。)の指定数量の倍数が30未満であって、かつ、**表1**右欄の要件を全て満たす場合は、同表左欄に掲げる規定が適用除外されます。この結果、建築物の一区画及び地階への設置が可能となります(規則第28条の60の4第2項)。

イ 建築物の屋上に設置する場合の特例基準

蓄電池設備に用いる危険物(第4類に限る。)の指定数量の倍数が10未満であって、かつ、**表2**右欄の要件を全て満たす場合は、同表左欄に掲げる規定が適用除外されます。この結果、建築物の屋上への設置が可能となります(規則第28条の60の4第3項)。

この改正により、病院やオフィスビルなど危険物施設以外の建築物の地階等への設置が可能となるため、非常の場合に備えた蓄電池設備の設置促進にも資すると考えます。

この改正は、公布日(平成24年5月23日)に施行されました。

表1 建築物の一区画(屋上以外の部分)及び地階に設置する場合の特例基準の概要

号	政令第9条第1項*のうち、適用除外される規定	左欄の規定を適用除外する要件
	基準内容	特例措置内容
1	保安距離又は防火上有効な堀	① 建築物の一般取扱所に係る部分は耐火構造(出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画) ② 屋根は不燃材料(上階床の場合は耐火構造) ③ 窓は禁止 ④ 出入口には特定防火設備(延焼部分の出入口には、自閉式特定防火設備) ⑤ 床は不浸透構造、傾斜及び貯留設備の設置 ⑥ 採光、照明、換気(防火ダンパー付)の設備の設置 ⑦ 可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合、排出設備(防火ダンパー付)の設置
2	保有空地(10倍以下3m、10倍超5m)	
4	地階の禁止	
5	建物構造(不燃材料及び延焼部分の壁を耐火構造)	
6	屋根の構造(不燃材料で造り軽量な不燃材料でふく)	
7	窓・出入口の構造(防火設備及び延焼部分に特定防火設備)	
8	網入ガラスの使用(窓、出入口)	
9	床の不浸透構造、傾斜及び貯留設備の設置	
10	採光、照明及び換気の設備の設置	
11	排出設備の設置	

*一般取扱所に係る技術上の基準は、原則として、製造所に係る技術上の基準(政令第9条第1項)を準用することとされています(政令第19条第1項)。



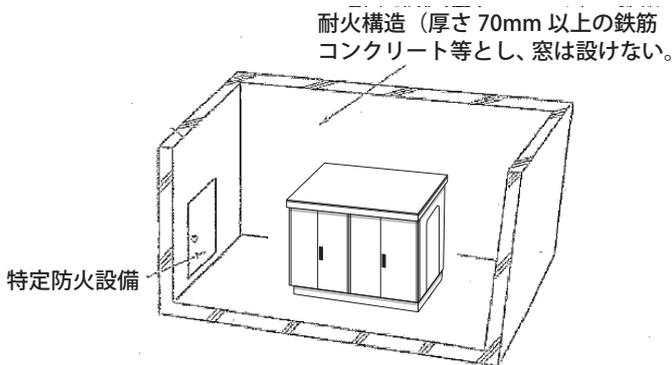
表2 建築物の屋上に設置する場合の特例基準の概要

号	危険物規制令第9条第1項*のうち、適用除外される規定	左欄の規定を適用除外する要件
	基準内容	特例措置内容
1	保安距離又は防火上有効な堀	①建築物は耐火構造 ②危険物取扱設備の固定 ③危険物取扱設備はキュービクル方式とし、当該設備の周囲に0.15m以上の囲いを設置。 ④③の囲いの内部の床は不浸透構造とし、傾斜及び貯留設備（油分離装置付）を設置 ⑤③の囲いの周囲に幅3m以上の空地を確保（囲いから3m未満にある壁、柱が耐火構造の場合は当該囲いから当該壁等までの幅の空地を確保）
2	保有空地（10倍以下3m、10倍超5m）	
4	地階の禁止	
5	建物構造（不燃材料及び延焼部分の壁を耐火構造）	
6	屋根の構造（不燃材料で造り軽量な不燃材料でふく）	
7	窓・出入口の構造（防火設備及び延焼部分に特定防火設備）	
8	網入ガラスの使用	
9	床の不浸透構造、傾斜及び貯留設備の設置	
10	採光、照明及び換気の設備の設置	
11	排出設備の設置	
12	屋外への危険物流出防止措置	

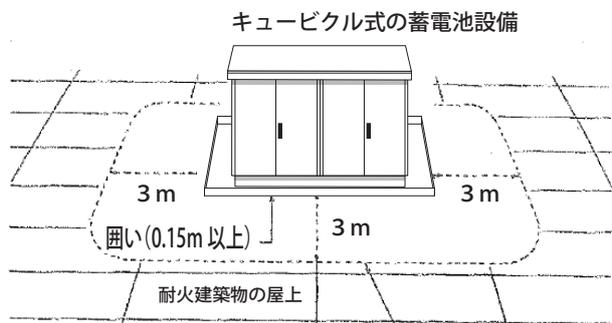
※一般取扱所に係る技術上の基準は、原則として、製造所に係る技術上の基準（政令第9条第1項）を準用することとされています（政令第19条第1項）。

図2 危険物（第4類に限る。）を用いた蓄電池設備を設置する一般取扱所の例

○建築物の一区画及び地階に設置する例



○建築物の屋上に設置する例



蓄電池設備の周囲に3m以上の空地を設ける。

3 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所に係る技術上の基準について

(1) 改正の背景

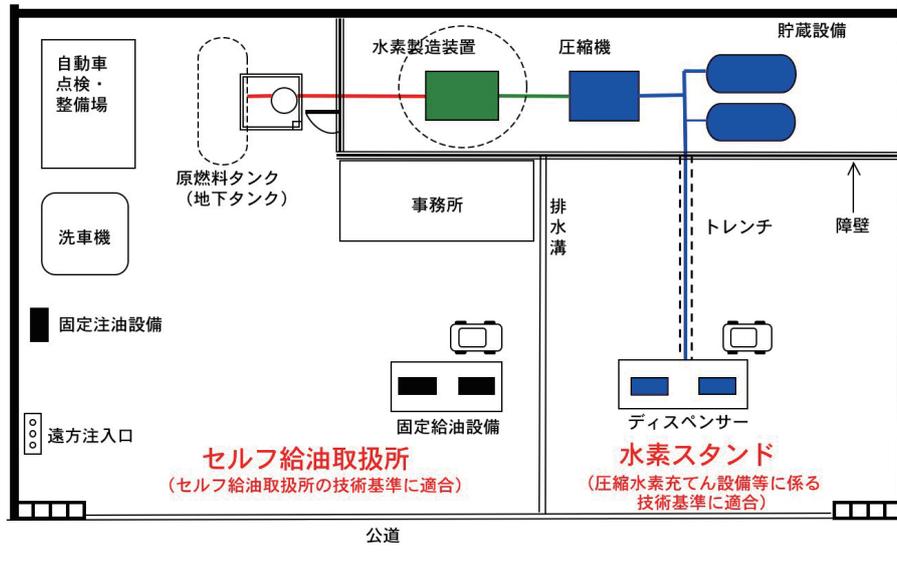
政府では、平成27年からの燃料電池自動車の普及開始に向け、水素ステーション等の水素供給インフラの整備等を推進しています。消防庁では「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」（座長：林光一 青山学院大学理工学部教授）を開催し、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所に係る技術上の基準のあり方について検討を行いました。

(2) 改正の概要

従来、従業員が給油を行う給油取扱所に圧縮水素充てん設備等を設置する場合の技術上の基準（規則第27条の5）及びセルフ給油取扱所の技術上の基準（規則第28条の2の5）はそれぞれ定められていましたが、セルフ給油取扱所に圧縮水素充てん設備等を設置する場合の技術上の基準は定められていませんでした。

前述の検討会において、現行法令で定められている圧縮水素充てん設備等に係る技術上の基準及びセルフ給油取扱所の技術上の基準をそれぞれ満たせば、特段の付加

図3 圧縮水素充てん設備設置セルフ給油取扱所の例



的な措置を設けずに、圧縮水素充てん設備等をセルフ給油取扱所に設置することが可能であるとの知見が得られました。

当該結論を受け、セルフ給油取扱所に圧縮水素充てん設備等を設置する場合の技術上の基準を整備し、当該給油取扱所の設置を可能としました（図3参照）。

この改正は、公布日（平成24年5月23日）に施行されました。

4 波対策に関する事項を予防規程に規定することについて

(1) 改正の背景

東日本大震災では、地震のみならず、地震に伴って発生した津波によって製造所等も大きな被害を受けました。

消防庁では「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」（座長：亀井浅道 元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター 特任教授）を開催し、東日本大震災における危険物施設等の被害状況の調査・分析及び危険物施設等の地震・津

波対策について検討を行いました。当該検討会で得られた結論の中の一つに、津波の発生を念頭に置いた緊急停止措置等の対応を予防規程等に明記することが必要であることがあげられました。

(2) 改正の概要

予防規程は、火災を予防することを目的として、給油取扱所、移送取扱所又は一定の指定数量以上の製造所等に対して作成が義務付けられており、規定する内容については規則第60条の2において列挙されています。

前述の検討会において、津波発生時や津波が発生するおそれがある時は、従業員等の避難が最優先であることを前提に、あらかじめ、危険物施設の緊急停止のあり方など避難の際に行うべき作業等について予防規程等に規定し、日頃から従業員等に周知することが必要であるとされたことを受け、予防規程に規定する事項として津波対策を明記しました。このことは、危険物施設における事故による被害の拡大を防止するとともに、従業員等の早急な避難にもつながると考えます。

この改正は、平成24年12月1日から施行されます。

平成23年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

1 危険物施設における事故発生件数

平成23年中（平成23年1月1日～12月31日）の危険物施設における火災及び流出事故の合計件数（東北地方太平洋沖地震その他最大震度6弱以上の地震によるものを除く。）は、585件（火災189件、流出396件）と前年に比べ49件の増加となっています。

近年の事故件数は平成19年の603件（火災169件、流出434件）をピークとし、平成20年、21年は減少していましたが、その後平成22年、23年と再び増加し、高い水準で推移しています。平成元年以降最も事故件数が少なかった平成6年と比べると、危険物施設数は減少して

いるにもかかわらず、事故発生件数は約2倍に増加しています（図1参照）。

また、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での火災及び流出事故の件数は25件（前年29件）と減少しており、その内訳は火災事故が12件（前年10件）、流出事故が13件（前年19件）となっています（表1参照）。

2 危険物施設における火災事故の発生状況等

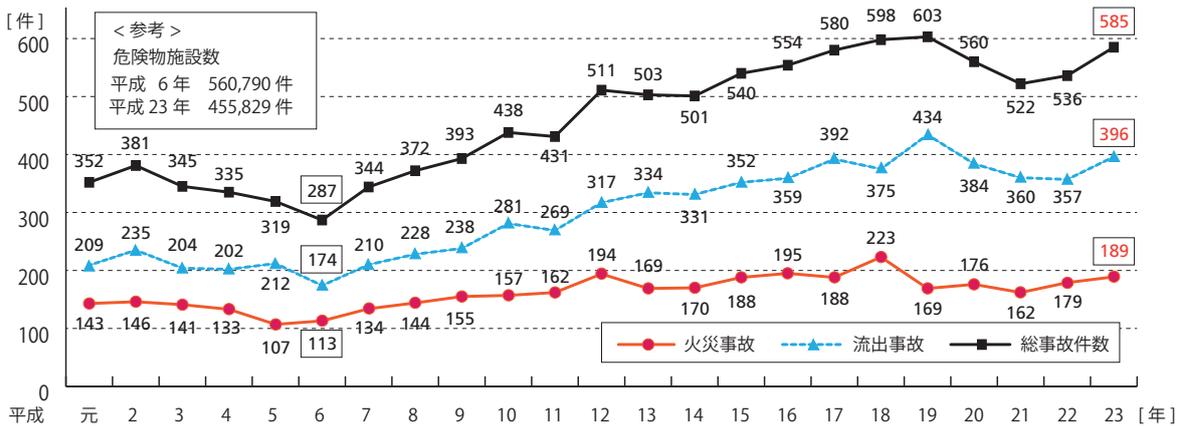
ア 火災事故による被害の状況等

平成23年中に危険物施設において発生した189件（前年179件）の火災事故による被害は、死者1人（前年1人）、負傷者51人（前年66人）、損害額9億9,365.0万円（前年5億5,617.5万円）となっています。前年に比べ、火災事故の発生件数は10件、損害額4億3,747.5万円増加しましたが、死者は変わらず、負傷者は15人減少しています（表1参照）。

イ 出火の原因に関係した物質

平成23年中に発生した危険物施設における火災事故の

図1 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



(注) 事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

表1 平成23年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 事故件数等	危険物に係る 事故発生件数				火災				流出事故				その他 発生件数
		発生件数	被害			発生件数	被害			発生件数	被害			
			死者数	負傷者数	損害額(万円)		死者数	負傷者数	損害額(万円)		死者数	負傷者数	損害額(万円)	
危険物施設		750	189	1	51	99,365	396	0	12	27,617	165			
危険物施設以外	無許可施設	10	9	0	12	6,257	1	0	0	0	0	0		
	危険物運搬中	14	2	0	1	12	12	0	7	2	0	0		
	仮貯蔵・仮取扱	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	25	12	0	16	6,269	13	0	7	2	0	0		
合計		775	201	1	67	105,634	409	0	19	27,619	165			

出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、189件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質であった火災事故は124件であり、このうち113件が第4類の危険物でした。これを危険物の品名別にみると、第1石油類が50件で最も多く、次いで第3石油類が23件、第4石油類が15件、第2石油類が12件の順となっています。

ウ 火災事故の発生原因

平成23年中に発生した危険物施設における火災事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区分してみると、人的要因が108件（57.2%）で最も多く、次いで物的要因が45件（23.8%）となっています。個別にみると、維持管理不十分が40件（21.1%）で最も多く、次いで操作確認不十分が27件（14.3%）となっています（図2参照）。

不十分によるものが44件（11.1%）、維持管理不十分によるものが40件（10.1%）の順となっています（図3参照）。

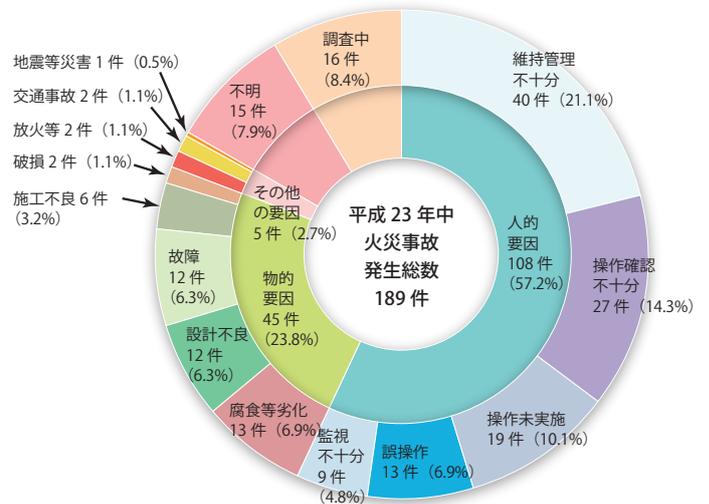


図2 危険物施設における火災事故発生原因

3 危険物施設における流出事故の発生状況等

ア 流出事故による被害の状況等

平成23年中に危険物施設において発生した396件（前年357件）の流出事故における被害は、死者0人（前年0人）、負傷者12人（前年12人）、損害額2億7,617万円（前年4億7,284万円）となっています。前年に比べ流出事故の発生件数は39件増加しましたが、損害額は1億9,667万円減少しました（表1参照）。

イ 流出した危険物

平成23年中に発生した危険物施設における流出事故の流出した危険物についてみると、396件の流出事故のうち、395件が第4類の危険物となっています。これを危険物の品名別にみると、第2石油類が150件で最も多く、次いで第3石油類が146件、第1石油類が80件の順となっています。

ウ 流出事故の発生原因

危険物施設における流出事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が208件（52.5%）で最も多く、次いで人的要因が149件（37.6%）となっています。個別にみると、腐食等劣化によるものが138件（34.8%）で最も多く、次いで操作確認

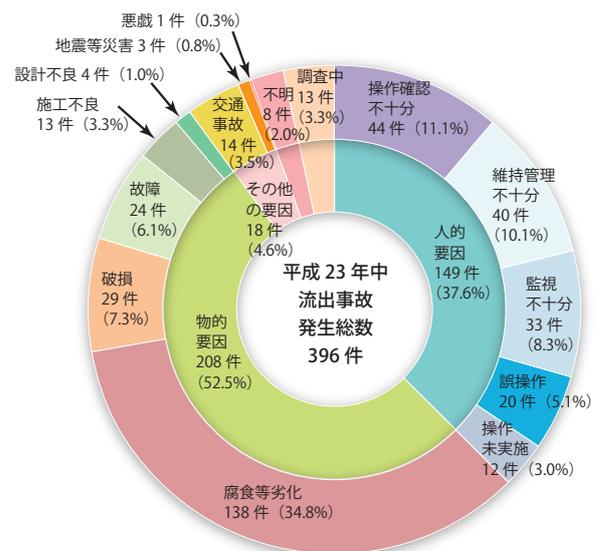


図3 危険物施設における流出事故発生原因

4 まとめ

以上のことを踏まえ、今後とも、危険物施設等の確実な点検、危険物に係る作業に従事する従業員等への充実した保安教育等を実施することにより、人的要因による事故を起こさないよう配慮するとともに、老朽化した危険物施設等にあつては、適切に補修、取替え等の措置を講じていく必要があります。

詳しくは、消防庁ホームページをご参照ください。
(<http://www.fdma.go.jp>)

「消防防災科学技術高度化推進検討会」の発足

消防技術政策室

1. 目的

近年における高齢化・人口減少等我が国の社会構造の変化、エネルギー政策や国際情勢の動向等、更には東日本大震災や自然環境の変化に伴う大規模、複雑多様化する自然災害等消防を取り巻く環境の変化に伴い多岐にわたって顕在化した課題等に的確に対応するため、中長期的視点に立った消防防災分野における科学技術の更なる高度化を目指し、より効果的な研究・開発等を推進するための総合的、戦略的な方針について検討を行うことを目的に、「消防防災科学技術高度化推進検討会」を発足し、5月24日に第1回検討会を開催しました。



第1回検討会

2. 検討内容

検討会では、上記課題等に対応するため、消防庁が消防防災科学技術の高度化を推進するため消防防災科学技術に係る研究開発に携わる関係者の共通の認識・目標として策定している「消防防災科学技術高度化戦略プラン（平成19年2月策定）」の改定に向けて、消防防災科学技術分野において取り組むべき課題や、より効果的な研究・開発のための戦略的な方針等について検討を行います。

3. 第1回検討会の様子

5月24日に開催された第1回検討会では、検討会発足の趣旨、「消防防災科学技術高度化戦略プラン（平成19年2月策定）」の改定方針等について事務局から説明が行われた後、各委員から消防防災の研究・開発等をいかに推進すべきかなど活発な意見交換が行われました。

4. 今後の検討スケジュール

今回の第1回検討会を含め7月下旬までに合計3回開催し、8月初旬には検討結果を踏まえ、「消防防災科学技術高度化戦略プラン（平成19年2月策定）」を改定することとしています。

消防防災科学技術高度化推進検討会委員名簿

(敬称略・五十音順)

【委員長】

室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授（防災・都市減災戦略）

【委員】

有賀 徹 昭和大学病院院長（救急・医療）
 飴村 薫 東京消防庁消防技術安全所長
 犬伏由利子 財団法人消費科学センター常務理事
 小林 彬 東京工業大学名誉教授（機械（ロボット等））
 佐野 弘 京都市消防局消防学校長
 菅原 進一 東京理科大学総合研究機構教授（建築防災・消防防災）
 柘植 綾夫 日本工学会会長（元総合科学技術会議常勤議員）
 土橋 律 東京大学工学系研究科化学システム工学専攻教授（化学システム工学）
 野田 富彦 名古屋市消防局消防学校長
 松原 美之 消防庁消防研究センター所長
 吉村 秀實 ジャーナリスト（元NHK解説主幹）

(※名簿は5月24日現在)

平成24年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

第18回危険業務従事者叙勲伝達式（5月30日（水）、日本青年館大ホール）、平成24年春の叙勲伝達式（6月1日（金）、ニッショーホール）、並びに平成24年春の褒章伝達式（6月6日（水）、スクワール麹町）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。それぞれの受章者数は、春の叙勲614名、第18回危険業務従事者叙勲620名及び春の褒章87名です。

なお、消防関係者の叙勲・褒章の受章者数は次のとおりです。

平成24年春の叙勲

瑞宝小綬章	33名
旭日双光章	1名
瑞宝双光章	100名
瑞宝単光章	480名

第18回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	380名
瑞宝単光章	240名

平成24年春の褒章

紅綬	8名
黄綬	7名
藍綬	72名



春の叙勲伝達式において代表受領される安藤重治氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される三戸淳吉氏



春の褒章伝達式において代表受領される阪本幸重氏

緊急消防援助隊情報

消防庁ヘリコプター3号機を埼玉県防災航空隊に配備 ～初の高出力機種を導入～

広域応援室

1. 経緯

この度消防庁は、消防防災ヘリコプターの広域航空消防応援体制強化を図るため、消防組織法第50条の無償使用制度により、埼玉県防災航空隊に3機目の消防庁ヘリコプターを配備しました。

大規模災害が発生した場合、情報収集や緊急消防援助隊の派遣の判断等をより迅速かつ的確に行うため、これまで消防庁では、平成17年12月に1号機を東京消防庁に、平成23年8月に2号機を京都市消防局に配備してきました。

今回導入した3号機は、消防防災ヘリコプターとしては初めて配備する機種であり、既配備機種より高出力かつ長距離飛行性能を有し、災害時の一層の被害軽減を図ることを目的としたものです。

2. 装備等

消防庁ヘリコプター3号機は、気象レーダー、衛星航法装置、衝突防止装置などを装備するほか、デジタル集合計器の搭載により、パイロットのワークロードが大幅に軽減されていることが特徴です。

また、高出力エンジンであることに加え、自動操縦装置（4軸制御）を装備し、より安定したホバリングを可能とすることも特徴で、高高度で発生した山岳救助にも適した機体とされています。

このほかイリジウム衛星電話やヘリコプター動態管理システムも搭載しており、通信機能の強化が図られています。



さらに今後、飛行中に取得した映像情報を直接衛星に通信することができるヘリサットを搭載する予定であり、発災初動時の情報収集に関してより安定した活動が期待できます。



3. 諸元・性能等

機体番号	J A 0 3 F D
型 式	アグスタ式AW139
全 長	16.66m
全 幅	4.22m
全 高	4.98m
最大全備重量	6,400kg
エンジン出力	3,358馬力
主な装備	救助用ホイスト（ホイストカメラ付） イリジウム衛星電話 ヘリコプター動態管理システム 拡声装置・投光装置

4. 運航

埼玉県防災航空隊は、消防庁ヘリコプター3号機が、平成24年6月1日から新たに運航を開始し、「あらかわ2」、「あらかわ3」と合わせて3機体制となりました。

次ページでは、埼玉県防災航空隊から3機体制、365日24時間運航に係るレポートを紹介します。



防災ヘリコプター3機体制運航開始！



埼玉県防災航空センター



埼玉県防災航空隊
隊長 竹内 光男
(さいたま市消防局から派遣)

埼玉県防災航空センターでは、「あらかわ2」（ユーロコプター社AS365N3）に、平成24年3月に新型機種アグスタ・ウェストランド社AW139が2機加わり、3機体制となりました。これで、常時2機が運航可能となりました。

新型機種の1機目は、埼玉県が購入した「あらかわ3」、2機目は総務省消防庁から無償貸与を受けた「あらかわ4」です。

平成23年度から段階的に訓練を重ね、平成24年4月以降は実機による各種訓練を実施。6月1日に就航を開始しました。

この機種は、出力3,358馬力、ホバリング能力に優れ、最新の電子計器、安全性などの特徴を有しています。キャビンスペースも従前の機体に比べ3㎡ほど広く、搬送能力が向上するほかあらゆるミッションで余裕を持った活動が可能となります。

さらに、運航支援用赤外線カメラ、対地接近警報装置、より安定的なホバリングも可能とする4軸制御自動操縦装置などを装備しています。

自治体の消防防災部門にアグスタAW139が配備されるのは、埼玉県が初めてです。今後は、県内の防災活動のみならず、北関東全体の防災航空活動を支援することや緊急消防援助隊のヘリとして全国レベルで活動していくことが期待されています。

防災航空隊員一丸となってその役割をしっかりと果たしてまいります。

さらに、今後、アグスタAW139を活用した埼玉県の取組や防災ヘリ365日・24時間体制、さらにドクターヘリの運航についても全国に情報発信していきたいと考えています。



JA31KN 「あらかわ2」



JA31AR 「あらかわ3」



JA03FD 「あらかわ4」

《埼玉県防災航空隊 (SAITAMA DPAS)》

平成3年	防災航空隊設置
平成7年	阪神淡路大震災時に救出活動
平成9年	ナホトカ号重油流出事故に出場
平成11年	中津川キャンプ場から240名を移送
平成16年	新潟・福島集中豪雨に緊急消防援助隊出場
平成16年	新潟県中越地震に緊急消防援助隊出場
平成17年	ドクターヘリの運航開始
平成19年	新潟県中越沖地震に緊急消防援助隊出場
平成20年	岩手・宮城内陸地震に緊急消防援助隊出場
平成20年	岩手県沿岸北部地震に緊急消防援助隊出場
平成21年	早朝夜間ドクターヘリの運航開始
平成23年	東日本大震災時に現地で災害支援活動



TOCHIGI



栃木県 小山市消防本部
消防長 宇賀 静男

水と緑と豊かな大地・開運のまち“おやま”

小山市は、栃木県南部に位置し、首都圏からは北に約60km、市の中央には母なる川「思川」が、東には鬼怒川が南流し、西南部にはラムサール条約の潜在候補地である渡良瀬遊水地が広がるなど「水と緑と大地」の美しく豊かな自然と、琵琶塚・摩利支天塚古墳等7つの国指定史跡を代表に数多くの歴史的・文化的遺産を有し、農業・工業・商業の調和のとれたまちとして発展しています。また、慶長5年（1600年）7月25日、徳川家康ほか武将による軍議が当地で開かれ、東軍として反転西上、



「思川」と市街地

関ヶ原の戦いで東軍の結束と江戸幕府成立に道筋をつけた「小山評定」の史実でも有名な「開運のまち」です。

安全・安心都市“おやま”を目指して

当市の消防体制は、1本部（4課）・1消防署・5分署の組織体制であり、193名の職員と641名（うち、女性8名）の消防団員が一丸となって、安全・安心な市民生活の確保のため、消防防災の任務を遂行しています。

平成24年3月より新消防本部庁舎建設に着手し、災害発生時における速やかな消火・救急・救助活動の体制強化、予防行政の充実、地域で支えあう自主防災体制の強化を図り、総合的防災体制の充実を担う中核としての消防施設を基本方針として建築しています。最大の特色は、防災拠点施設としての機能を備えつつ、市民の誰もが使いやすくなるため、ユニバーサルデザイン化を進め、相談スペース、展示スペースや防災講習会等を開催する

集会施設を設置するなど、市民が親しみやすく、誰もが使いやすい市民に開かれた施設であるということにあります。



新消防庁舎完成予想図

開庁は、平成25年9月を予定しています。

当市では、消防防災力を支える人材の確保を目指して、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性消防クラブ、自主防災会に対し活動支援や訓練協力などを行っています。

消防防災人材力アップ“おやま”を目指して

また本年度からは、将来の消防職・団員・自主防災組織等地域防災の担い手を確保すべく「未来の消防防災リーダー養成事業」として中学生、高校生を対象とした「小山市中高生消防サポーターズクラブ」を創設しました。今後、各種研修等を通じて防火防災の知識や技能を身に着けた中学生、高校生の皆さんの力が、地域の災害対応力の強化や防火防災の普及啓発につながり、消防防災人材力のアップに期待されています。



募集ポスター

今後「ふるさと」小山市の安全・安心のため、消防職団員一丸となって自己研鑽に励み、市民サービスの充実と地域防災力の向上に努力していきます。

「幼年消防クラブ大会開催！」

豊中市消防本部

平成24年5月22日、豊中市消防本部は、北・南消防署合同で、平成4年から続く『幼年消防クラブ大会』を開催しました。幼年消防クラブに加入する本市内幼稚園40園(園児約7,500名)から11幼稚園の園児751人が参加し、準備体操後、煙に見立てたブルーシートを低い姿勢でくぐり抜け、防水シート上で転がり服に着いた火を消す想定訓練、消防車両との綱引きなどを体験。最後に大阪市消防局へりによる上空からの防火広報を見学し、園児達にとって楽しみながらも真剣に防火を体験する機会となりました。



ブルーシートの「煙」をくぐり抜ける園児達

幼年消防クラブ結成式

熊取町消防本部

平成24年5月24日、新しく開園した「つばさ共同保育園」に、本町11クラブ目となる熊取町幼年消防クラブが結成されました。

結成式に際し、熊取町消防本部は、避難訓練、防火映画鑑賞等を通して「火」について学んでもらい、これに応えて園児達は「僕達、私達は火遊びをしません」と元気よく宣言。熊取町の新しいマスコット「メジナちゃん」と触れ合うなど、和やかな雰囲気の中で結成式を終了しました。今後、園児達は、クラブ員として、正しい火の取り扱いや消防署の仕事などについて学んでいきます。



昨年の町政施行60周年で誕生した「メジナちゃん」と消防を学ぶ子どもたち

消防通信 望楼 ぼうろう

防火クラブ・自主防災組織会長会議開催

雲南消防本部

平成24年6月3日、雲南消防委員会は、「防火クラブ・自主防災組織会長会議」(共催：財団法人日本防火協会)を開催し、火災概況、住宅用火災警報器の設置促進広報、普及状況などについて説明を行いました。会議に先立ち、防災・危機管理アドバイザー林繁幸氏が「災害発生時あなたは自分の身が守れますか?」と題し、土砂災害や竜巻の発生原因、身を守る対応などについて講演。各防火クラブ・自主防災組織関係者にとって、今後の地域防災、組織充実強化に役立つ情報共有の機会となりました。



防火クラブ・自主防災組織会長会議の様子

給油取扱所定期点検研修会を開催！

三原市消防本部

三原市消防本部は、平成24年6月7日、危険物安全週間の行事の一環として給油取扱所に勤務する危険物取扱者を対象とした定期点検研修会を開催しました。法定点検の実施要領をわかりやすく説明するため、点検項目に沿って、職員が実際に法定点検を実施している様子を収めたDVDによる映像を放映し、研修会終了時に無料配布しました。自主参加にもかかわらず、81名の方が参加され、「点検要領がわかりやすかった」、「DVDを社内教育に活用したい」等の意見を多数いただき、より効果的な研修会となりました。



研修会のパネルに見入る参加者

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

■ 新任消防長・学校長科(第12・13期)

新任消防長・学校長科第12期（平成24年4月17日から27日）及び第13期（平成24年5月14日から24日）を11日間の日程で実施しました。

当課程は、「一般行政職から消防長や学校長に任命された方」を対象に、消防本部または消防学校のトップとして必要となる知識及び技術を習得させることを目的としており、第12期及び第13期、合わせて72名の新任消防長・学校長が入校し、研修に臨みました。

研修では、消防庁長官をはじめ、消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義、全国消防長会会長による消防長の役割に関する講話、火災想定部隊訓練、そして指揮シミュレーション訓練等を通じて、消防組織のトップとしての職責と心構えについて認識を深めました。

また課題討議では、「消防長・学校長としての悩みや不安」として、(1) 地域住民の期待に応えるために、

消防はどのようにあるべきか、(2) 消防組織の最高責任者として、消防業務の危険要因と過去の事例を踏まえ、職員が安全に活動できるようにするための方策はどうあるべきか等について、取り組むべき具体的な対応方策について、自らの考えをまとめ、また、その解決に向けた取り組みのあり方について相互に議論し合い、各本部において抱えるそれぞれの課題・事情及び地域特性を情報共有し、理解を深めました。

教育を終えた学生からは、「消防業務の重要性、消防長・学校長としての職責の重さについて、あらためて認識を深めることができ、充実した研修であった。」等の意見が寄せられたところです。

これまでの一般行政部門の幹部職員としての経験に加え、消防大学校で学んだ知識を活かし、それぞれの地域の安心・安全の確保に向けた、消防組織の長としての、大いなる活躍が期待されます。



課題研究・討議（発表）（第12期）



東京消防庁教育支援隊による消防訓練の見学（第13期）

緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース(第9回)

「緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース(第9回)」は、5月14日から5月25日までの日程で実施しました。本コースは、消防防災航空隊の隊長及び副隊長として活躍している42人を対象に実施し、航空隊の運用・活動統制、安全管理、広域応援、地上部隊との連携等を教育の主眼に置き、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

カリキュラムの具体的な内容としては、「航空法規」、「航空工学」などの基礎的知識をはじめ、消防庁幹部職員による「応急対策行政の現状と課題」や「消防広域応援の対応」の講義、自衛隊、海上保安庁及び警察による「航空運用」に関する講義のほか、事前に持ち寄った活動事例について各班の代表が発表し、討議及び研究を行う「災害活動事例研究」や、東日本大震災で全国の航空隊

から応援を受けた宮城県防災航空隊長を講師に招き、受援対応とその実態についての講義を実施しました。また、校外研修として、国土交通省東京航空交通管制部において、「空の道」の安全と円滑な流れの維持を行う業務の様子を視察しました。

今回の研修を受講して、学生からは「講義や災害活動事例研究の内容が幅広く、とても有意義だった。」、「他の航空隊の方との意見交換ができ、共通の悩みを持つ者同士として知り合うことができた。」、「大規模災害時の航空応援・受援要領が理解できた。」などの意見が数多く寄せられました。

今後、消防大学校で修得した幅広い知識や経験を糧に安全を第一に、航空隊の機動力を活かした取組の充実・強化が期待されます。



災害活動事例研究



消防庁危機管理センターでの講義



9月1日は防災の日 防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

応急対策室

わが国では、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの自然災害が発生し、各地で多くの被害が出ています。なかでも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、平成24年3月11日現在で死者・行方不明者が1万9千人を超え、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を大きく上回る戦後最悪の自然災害となりました。

さらに、首都直下地震や南海トラフの巨大地震といった大規模地震の切迫性も指摘されています。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な行動をとることが重要であり、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティなどで行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験するこ

とにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。また、いつ起きるかわからない地震・津波災害などに対する備えは、常日ごろから防災意識を持って生活することや防災訓練の体験などによって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。

*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

地域で行われる防災訓練へは、自分の住んでいる地域の方々と共に“いざという時どうするか”という心構えで参加体験し、家族みんなで防災について話し合しましょう。

いざというときの備え確認チェック

- 非常持ち出し品の準備、避難場所までの順路など、避難するときの確認事項**
 - ・次の物はすぐに持ち出せるように用意しましょう。
現金、救急箱、懐中電灯、ライター、電池、毛布、食品、飲料水、ラジオなど
- 消火器の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと**
 - ・消火器は初期消火に有効なので正しい使い方を覚えましょう。
- 正しい情報の入手方法と家族や近隣の人々の安否情報を確認する方法**
 - ・携帯電話、インターネット、ラジオ、防災行政無線などで正しい情報を入手しましょう。
 - ・毎月1日・15日や防災週間などで災害伝言ダイヤル（171）が体験利用できるので、使い方を確認して、いざというときに大切な人の安否情報が確認できるようにしましょう。
- 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法**
 - ・消防署などで行う救命講習会では、軽いけがの処置をはじめ心肺蘇生法について習得できますので、進んで参加しましょう。
- 地域住民等で協力して行う救出活動の方法**
 - ・大規模な災害時には消防車や救急車が直ぐに救出に向かえない場合もあるため、バール、のこぎり、自動車のジャッキなどを使用し瓦礫下から救出するなど地域の方々の協力が必要です。
- 避難前の安全確認**
 - ・停電から復旧した時に通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切りましょう。
 - ・ガス漏れによる火災を防ぐため、ガスの元栓を閉めましょう。
- 家具の転倒防止など、自分たちで事前に備えとしてできることの確認**
 - ・自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る、という意識を持って生活しましょう。

外出先での地震への対処

防災課

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先での地震への対処について取り上げてみます。

1. 住宅地

強い揺れに襲われたら、住宅地の路上では落下物や倒壊物に注意しましょう。

- 住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- 電柱や自動販売機も倒れてくる場合がありますので、そばから離れましょう。
- 屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくる場合があります。頭上からの落下物に注意しましょう。

2. オフィス街・繁華街

中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。

- オフィスビルの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが剥がれ落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- 繁華街では、店の看板やネオンサインなどの落下・転倒の危険が特に高くなるため、強い揺れに襲われた際には十分注意しましょう。



3. 海岸・川べり

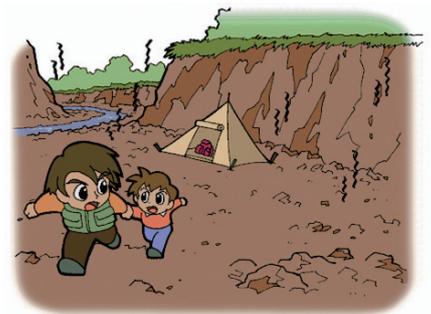
海岸や川べりで強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、直ちに避難しましょう。

- 強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や川べりから離れ、急いで高台や津波避難場所、津波避難ビルなどの安全な場所へ避難しましょう。
- ラジオなどを持っている場合は、津波情報を聞きましよう。
- 津波は繰り返して来ます。第1波が小さくても後から来る波の方が高い場合があるので、いったん波が引いても絶対に戻ってはいけません。

4. 山・丘陵地

落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。

- 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、早めに避難しましょう。また、市町村の避難指示等があれば、直ちに避難しましょう。



5. 自動車の運転中

急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。

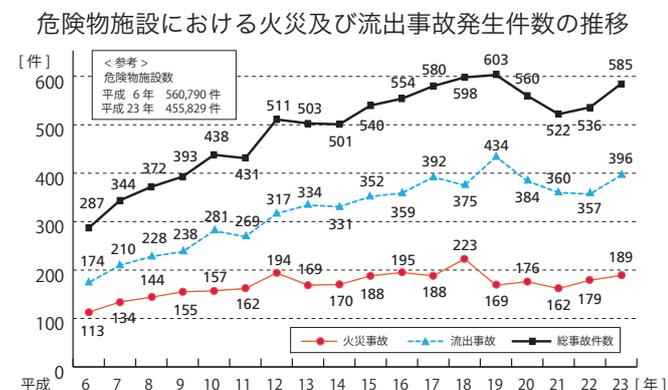
- 道路の左側か空地に停車し、エンジンを止めましょう。
- カーラジオで災害情報を聞きましよう。
- 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従いましよう。
- 避難するときは、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、徒歩で避難ましよう。

危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

○平成23年中の危険物施設における事故件数

平成23年中の危険物施設における火災及び流出事故の合計件数は585件（火災189件、流出396件）となり、前年に比べて49件の増加となりました。事故発生件数は、近年事故が最も少なかった平成6年と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、約2倍に増加していることから、事故防止対策の一層の推進が必要です。



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以下（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

○平成24年度危険物事故防止アクションプラン

消防庁では、事故防止対策の取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策連絡会」を開催し、全団体・機関で取り組むための重点項目を定めた「平成24年度危険物事故防止アクションプラン」を取りまとめました。

当該アクションプランに基づき、官民一体となった事故防止対策の自主的、積極的な推進をお願いします。

<重点項目>

危険物施設における事故の件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図り、同様の事故をできるだけ減らしていくことが重要です。また、近年の危険物に係る事故や東日本大震災の状況に鑑み、次の項目を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

1. 地震・津波対策の推進

緊急時想定訓練を重ねることなどを通して、ハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の検証を実施し、それを踏まえた見直しを推進すること。

なお、この場合、平成24年1月31日付け消防危第28号「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について※」等に留意すること。

2. 日常点検の推進

日常点検の際に、異常を見逃ごさない技術の伝承を推

進すること。また、「現行の点検方法に問題はないか」、「点検箇所は適切か」などの問題意識を持って、日常点検に取り組むこと。

3. 保安教育の充実

知識不足、慣れから生じる配慮不足等による事故を防止するため、現場の整理・整頓・清掃や作業者間のコミュニケーション能力の向上といった基本事項を徹底する教育を実施し、効果測定の実施を推進すること。

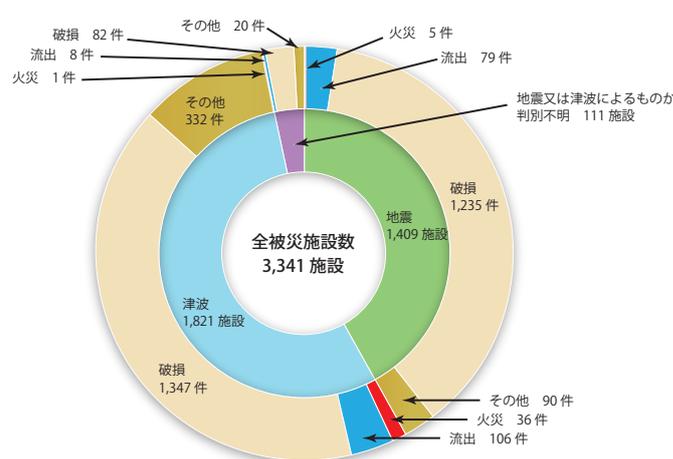
4. 経年劣化による流出事故防止対策の推進

流出事故が発生する前に、老朽化したタンク、配管等に補修又は取り替える等の流出事故防止対策を推進すること。
※「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について」の概要

東日本大震災において、下図の通り危険物施設が被害を受けたこと等を踏まえ、地震・津波対策について以下のとおり示したものです。

- ① 危険物施設の所有者等は、危険物施設ごとに、当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し、それらの結果に応じて必要な措置を講ずる必要があること。この確認に当たっては、施設形態ごとに被害事例等を踏まえて検討を行うこと（例：屋外タンク貯蔵所における浮き屋根の基準適合状況の確認）。
- ② 危険物施設の所有者等は、津波警報発令時における緊急時の対応に関する検証を施設ごとに実施し、それらの結果に応じて避難時の対応や緊急停止措置等の対応に関する必要な事項を予防規程等に規定するとともに、当該施設の従業員等へ周知する必要があること。

図 東日本大震災による危険物施設の被害の主な原因と被害の内訳



5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
府政防 第535号 消防災 第181号	平成24年5月8日	各都道府県防災主管部長	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（被災者行政担当） 総務省消防庁国民保護・防災部 防災課長	防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について
消防災 第168号	平成24年5月9日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災 課長	風水害対策の強化について(通知)
消防災 第190号	平成24年5月11日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災 課長	突風等による災害対策について
消防予 第181号	平成24年5月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について
消防予 第188号	平成24年5月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について
消防予 第189号	平成24年5月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率調査について
消防国 第38号	平成24年5月17日	各都道府県国民保護担当部局長	消防庁国民保護・防災部防災課 国民保護室長	全国瞬時警報システムの国民保護に関する情報の定期 導通試験について
消防予 第196号	平成24年5月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「平成24年度住宅防火防災推進シンポジウム」（住宅防 火対策推進協議会主催）の開催について
消防危 第132号	平成24年5月23日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の 公布について（通知）
消防危 第138号	平成24年5月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用に ついて」の一部改正について
消防危 第140号	平成24年5月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視 に必要な安全対策について
消防広 第17号	平成24年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・関係政令市消防長	消防庁国民保護・防災部 防災課広域応援室長	消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関す る検討会報告書について
消防応 第110号	平成24年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 応急対策室長	火災・災害等に関する即報について
消防応 第111号	平成24年5月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	火災・災害等即報要領の一部改正について（通知）
消防国 第42号 消防運 第53号 閣副安危 第321号	平成24年5月31日	各都道府県国民保護担当部局長	消防庁国民保護・防災部防災課 国民保護室長 国民保護運用室長 内閣官房副長官補（安全保障・ 危機管理担当）付参事官	全国瞬時警報システムに関する全国一斉自動放送等試 験の実施について

広報テーマ

7 月		8 月	
①台風に対する備え ②住民自らによる災害への備え ③石油コンビナート災害の防止 ④火遊び・花火による火災の防止	防災課 防災課 特殊災害室 予防課	①防災訓練への参加の呼びかけ ②外出先での地震の対処 ③危険物施設等における事故防止	応急対策室 防災課 危険物保安室

編集発行／消防庁総務課（Fire and Disaster Management Agency）

住 所 〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

電 話 03 - 5253 - 5111

F A X 03 - 5253 - 7531

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>